

第七回国会 厚生委員會議錄 第五号

(二〇七)

昭和二十五年二月十五日（水曜日）

午前十一時二十三分開議

出席委員

委員長 堀川 恭平君

理事青柳 一郎君 理事大石 武一君

理事田中 重彌君 理事中川 俊思君

理事松永 佛骨君 理事刈田アサノ君

理事岡 良一君

田中 元君 丸山 直友君

堤 ツルヨ君 渡部 義通君

出席國務大臣

厚生大臣 林 義治君

出席府縣委員

（厚生事務官） 安田 巖君

（保險局長） 東 龍太郎君

（厚生技官） 前田榮之助君

（醫務局長） 尾村 偉久君

委員外の出席者

議員 尾村 偉久君

厚生技官 光田 健輔君

厚生技官 林 芳信君

厚生技官 矢島 良一君

專門員 川井 章知君

專門員 引地亮太郎君

二月八日

医療法の一部を改正する法律案（丸山直友君外三名提出、衆法第二号）

麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案（内閣提出第二二号）（予）

同月九日

療術師法制定促進の請願（内海安吉君紹介）（第五八号）

社会保険の危機打開に関する請願

（岡良一君外二名紹介）（第五六七号）

同（川上貫一君外一名紹介）（第五六八号）

旧海軍共済組合年金受給者の年金増額に関する請願（前田榮之助君外四名紹介）（第五九九号）

留守家族に越冬資金支給の請願（小川平二君外一名紹介）（第六一一号）

遺族の援護対策確立に関する請願外三件（星島二郎君外一名紹介）（第六一二号）

美幌療養所を旧美幌海軍航空隊庁舎跡に移転の請願（高倉定助君外一名紹介）（第六二四号）

国立高崎病院施設拡充の請願（中曾根弘君紹介）（第六三〇号）

同月十三日

結核自宅療養者の保護に関する請願（刈田アサノ君外二名紹介）（第六四六号）

遺族の援護強化に関する請願（仙台市宮城県議會議長松澤敏之助）（第一七一七号）

国民健康保険制度刷新強化の陳情書（広島県知事橋本常務外五名）（第一七九号）

生活保護法による葬祭費の基準額増額に関する陳情書（岐阜市長東前豊外三名）（第一八二二号）

遺族の援護強化に関する陳情書（大分県玖珠郡野上村大字後野上岡嶋順治外三十四名）（第一九三三三号）

国民健康保険に対する国庫補助増額の陳情書（前橋市議會議長長澤博）（第二〇一七号）

生活保護法による保護費全額国庫負担の陳情書（前橋市議會議長長澤博）（第二〇三三三号）

遺族の援護強化に関する陳情書（大分県東国東郡中武蔵村大字麻田二千四十二番地岩元きぬ外五百五十七名）（第二一六六号）

国立岐阜病院の整備拡充に関する陳情書（岐阜市長東前豊外五名）（第二三六六号）

遺族の援護強化に関する陳情書（大分県大野郡今市村今市二千五百八十八番地佐藤五九外五名）（第二五四七号）

生活保護法による保護費全額国庫補助の陳情書（広島県庁地方課内広島県町村会事務局内三浦正）（第二七一七号）

を本委員会に送付された。

同日の會議に付した事件

医療法の一部を改正する法律案（丸山直友君外三名提出、衆法第二号）

厚生行政に関する件

旧海軍共済組合年金受給者の年金増額に関する請願（前田榮之助君外四名紹介）（第五九九号）

○堀川委員長 これより會議を開きます。

医療法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、提案者より提案理由の説明を聴取することにいたしました。

丸山直友君。

医療法の一部を改正する法律案、右の議案を提出する。

昭和二十五年二月六日

提出者 丸山 直友 大石 武一

岡 良一 福田 昌子

医療法の一部を改正する法律案

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第四十條第一項第一号を次のように改める。

一 医療については内科、精神科、神経科、呼吸器科、消化器科（又は胃腸科）、循環器科、小児科、外科、整形外科、皮膚泌尿科（又は皮膚科、泌尿器科）、性病科、こう門科、産婦人科（又は産科、婦人科）、眼科、耳鼻いんこう科、理学診療科（又は放射線科）

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○丸山委員 医療法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

法律第二百五号、医療法の第四十條の第一項の第一号に定められております十の診療科目では、現在取扱つております診療科目に適合しないものがあり、公衆が医療を求めるのに不便を来しておる向きがありますので、これに新たに六科目追加いたしましたというのが、この改正の主旨でございます。

その理由をちよつと御説明申し上げます。

第一類 第八号

厚生委員會議錄第五号

昭和二十五年二月十五日

第一類 第八号

厚生委員會議錄第五号

昭和二十五年二月十五日

第一類 第八号

厚生委員會議錄第五号

昭和二十五年二月十五日

第一類 第八号

厚生委員會議錄第五号

昭和二十五年二月十五日

第一類 第八号

医療法の第三十九條には広告に關する事項が規定してございます。その規定によりまして、同條第一項の二号には、「第四十條第一項の規定による診療科名」としてただいま申し上げました内科以下の十科が定められておるものであります。しかし現在一般に医師が古くから標榜しておりましたものの中に神経科、呼吸器科、消化器科、(または胃腸科)循環器科、性病科、肛門科というようないくつかの科がありまして、これはそれを標榜しておることが患者にとつてもたいへん都合がよいのであります。これを標榜することが禁止せられておる。ことに医療法の附則第四十八條で、二十四年四月の二十六日までは、この日はもしかすると誤りがあるかもしれませんが、旧法の規定によることを得ましたのですが、それが期限が切れたために、その後には嚴重に取締られた結果、非常な不便を來しておるといふのが実情でございます。この新しくつけ加えます六科目は、診療科名としては少し不適当であつて、専門科名として取扱う方がよろしいのではないかと、古く国民医療法のあるのでありますが、古い国民医療法の時代におきまして専門科名という制度が定められておつたのであります。この専門科名の中にはこれらのものが取扱われておつたのであります。この運用が非常に困難でありましたために、この国民医療法が定められて後六箇年半にわたつて、消滅するまで、遂にこの専門科目制度といふものの運用が行われずに終つたのであります。従つてこのたびもこれを専門科名として取扱いますと、非常な困難を伴ひ、実情に即しないということが考

えられますので、しばらくこれを診療科名の中に加えて、今の社会保険制度審議会の決議要綱にもあります。医学の進歩のために専門医制度といふものの確立が將來行われます向きもありませんので、それが行われますまでの暫定的の処置として、これを診療科名としてこれに加えることを認めて行つたらどうか、かように考えます。がゆえに、この六科目を新しく追加したい。これがこの改正の趣旨でございます。よろしく御賛同を願います。

○堀川委員長 本案に対しては御質疑があれば許すことにいたします。が、御質疑はありませんか。

○大石(武)委員 私提案者の一人でありまして、今提案理由の説明にもあります通り、このたびの提案は將來専門医制度確立といふことの一つの橋渡しであつて、これがそれを促進する一つのよすがとなるであらうという理由のもとに提案しておるのであります。が、これにつきまして厚生当局の専門医制度確立に対する将来の見通しについて、御所見を承りたいと考えます。

○東政府委員 専門医の制度につきましては、ただいま提案者のお話の趣旨もありました通り、国民医療法にその規定がありながら、数年間ついに具体化せずに落んでしまつたという歴史を持つております。しかしながらこの専門医の制度並びに専門科名といふふうなもの、これはどういふ点から見ても、わが国医療界のために好ましいことであり、また医学医療の進歩のためには大いに有効に作用するものという考えを持つておりますので、何と

して一日も早くこの専門医制度ができて参りますように、ことにまた社会保険制度などのことを考えまして、將來広く保障制度による医療といふことになりまして、どうしても専門医による治療といふことが問題になつて参りますので、そのためにこの制度をすみやかに確立する必要があると思ひます。つきましては厚生省といたしましては、日本医師会等に対して、この制度をすみやかにつくられるようにといふことを、前々から申し出ております。日本医師会においても当初はそのことが非常に困難である、理論的にはよろしいが、実際には非常に困難であるといふことで、あまりこれに對して熱意を持つていただけないような状況で

ありましたので、私もとても非常に失望しておつたのであります。が、最近特に今回の医療法の改正の議と並行いたしました、なるべくすみやかに専門医制度がつくられ、そしてまた専門科名といふふうなものができるといふことを前提として、この暫定的な医療法の改正といふことに對して、われわれもけつこうだといふ考えになつたわけなのであります。私といたしましては、専門医制度が今回は国民医療の場合と違つて、すみやかにこれが実現することを期待いたしております。また関係方面においても、この問題については、専門医制度の樹立といふことを目標として行われるのであるといふ意味において同意いたしておるのであります。この制度がすみやかにつくられることを期待いたす次第であります。

○田中(元)委員 医務局長にちよつとお伺ひしたいのであります。今、この医療局長の御答弁を伺いますと、専門医制度になる前提として診療科名の問題が取扱われて來ておる。そうすると専門科名になる一歩がこの診療科名であるといふふうに考へてまいらないのであります。か、お尋ねをいたしま

す。

○東政府委員 今の御質問に對して、私からもう一度われわれの考え方を明らかにいたしたいと存じますので申し上げます。が、現在医療法にありますが診療科名と申しますのは、内科以下十科目あるいは十二科目とも勘定できるわけでありまして、これはあくまでも専門科名ではないのであります。医師たるの資格を得た人は、何人といふこともその日からここに掲げてあります科名であれば、そのうちのどれでも広告に使うことができるといふことであります。従つていろいろから申しまして、免状を得たばかりの医師が何ら専門医でないことは明白なのであります。にもかかわらず診療科名を広告し得るといふのであります。診療科名はあくまでも診療の内容を現わしておる科名であつて、その人の特殊の技能であるとか、学識経験を示したものでないものであります。ところが新たに提案になりました科名は、大体において専門科名とみなすべき内容をもつております。従つてこれを診療科名に入れることは妥當ではないといふのが医道審議会の意見でありまして、また現在の医療法が一昨年制定いたされましたときに、その原案の審議にあたりました結果を見ましても、診療科名としてはこれだけをもつて十分である。このい

づれにも含まれないような診療の科名があれば、それは厚生大臣がこれを認めてよからうといふことであります。が、ただいま御提案になつております六科目は、このいづれかに含まれておるものという解釈がつくわけでありまして、内科もしくは外科の範疇に属するものになるわけでありまして、その意味で医道審議会は、これらのものを診療科名として厚生大臣が許すことに對して、反対をいたしたわけでありまして、しかしながら實際上の医療を受ける側からの便宜といふこと、またかつてこれらのものをすべて診療科名として許しておつたという過去の事実等を考えまして、しかも専門医制度並びに専門医科名が、われわれの期待したほどすみやかに今まで実現いたしませんでした等のことを考えまして、診療科名と専門科名との混同を來すおそれ

は、これを診療科名として加へることとにわれわれは異議はないといふことに相なつたのであります。であります。から觀念の上ではあくまでも、診療科名と専門科名とをわけたいのであります。しかしその実情に妥協と申しますか、その方が医療を受ける人たちに便宜である、そうしてまた医学の進歩のために決してそれは悪いことではないといふ御意見にわれわれも耳を傾けた次第であります。

○田中(元)委員 ちよつとこれは医療に關係する問題であります。が、これと關係して歯科医療方面で、補つてあるとか、保存であるとか、口くう外科であるとかあるいは矯正であるとかいふのは、専門科目として考へて行きたいといふ医道審議会の意向であると聞いております。願わくばせつかくお医者さんや、お医者さんばかりでなく一

般大衆のためにこの制度ができ上るわけでありまして、国会はそれに即しまして、これは私は当然のことだと思つておりますが、厚生省におきましてもどこまでも、いきなり学校を出た連中が田舎に帰つて循環器科とか、あるいはこの門科だといふようなことのあるいはこの門科だといふようなこと、あまり適用のないことだけは、今後ともお含みお願ひしたい。そういう意味においてこれは当然一般大衆がどの医者にかつたらいいかといふことも関連して必要なことだと思ひますが、この意味におきましてこの運用に厚生省が万全の将来性を持たせるように、特別にお願いを申し上げておきたい、このうふうに思ひます。

○渡部委員 私には医療関係についてはもちろんまつたのしろうとで何もわかりませんが、医療の専門化といふことは同時に学問の専門化を前提とするわけでありまして、このことはまた医療及び学問の進歩発達の上からいへば、まさにしかるべきことであると思ひます。しかししたとて農山村等において、こゝういふ専門医が何軒もあるといふことは、医者を自身からいへば成立しないことになるし、医療を受ける人たちの方からいへば、かなり困難もあるといふようなところは、どういふふうにして解決されようとするのであります。

○丸山委員 大体ただいまの御質問の趣旨はわかりますが、突際運用いたす上において診療科名を標榜いたすことは、これは医者の自分の特殊な技能を示すといふ意味にとられますが、しかし必ずしもそうではないのであつて、今の診療医をつくりまして整備して参る上においては、いろ／＼

の機械器具等に金がかかるのであります。その場合にある範囲のものを限つて特別にそれを自分が取扱うようにいたしますと、非常に便宜であるといふ面もあるものであります。それでそれからこれは必ずしも特殊の技能を示すことを意味するものではないのであります。が、しかし今の御心配のような、農山村等においてこゝういふせまい科を標榜する医者が出た場合には、医者が成立しないし困るだらうといふ御心配でありまして、そういうような医者が存立しない状況で、医者がこゝういふことを標榜するのうづはごさいません。存立することができなければこれはやめるにきまつておられます。もう少し広い診療科名をそれにつけ加へることにきまつておられます。これはやはりどちらかと申しますと、農山村等よりは実はもう少し大きな場所において現存しておりますもので現在標榜すること、あるいは広告することを禁じられておる不都合を排除したいといふことのためであつて、これを新たに附加いたしまして、農山村にこゝういふ診療科名を標榜するものが流々として行つて公衆に不便を與へる、あるいはその医者が成立しないといふ状況のものが出て来るだらうといふことはちよつと考へにくいです。さうに考へておられます。

○堀川委員長 この際お諮りいたします。本案に対する質疑はこれで終了いたしておるうちに存じますので、質疑を打ち切りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○堀川委員長 御異議なければ本案の質疑を打ち切ります。

○田中委員 委員長、ちよつと……

○堀川委員長 質疑は今打ち切つたのですが、御質問ですか。

○田中委員 一応私の意見として申し上げたいのは、医療法一部改正案の御説明は、ただいま十分か十五分前に初めて……

○堀川委員長 それは討論でやつていただいたらどうでしょう。

○田中委員 それでもつけようです。

○堀川委員長 それでは続いて本案の討論に入りたいと思ひます。田中委員。

○田中委員 討論というわけでもないのですが、実はきよう十分か十五分前にこの改正について御説明があつたわけなので、しかも私たちは全然医者ではなくて、一年間厚生委員をして一生懸命勉強しておりましたけれども、ただこれだけのものを前に出されて、すぐこれで質疑をしてくれ、討論してくれとおつしやつても、なか／＼私どもでははつきりわからないので、こゝういふふうなものを出していただくとともに、たとえば元のものと対比したものであるとか、もう少し附屬した資料をお出しになるとか、あるいはきようは大體御説明を伺ひまして、私どもにあらためてこれを検討する余地を與へられたい、審議さすなり、どちらかにしていただきたい。さうしないと、いきなりこゝで質疑を打ち切つて討論とおつしやつても、なか／＼質疑も出ないと思ひます。それが私の意見なのです。

○堀川委員長 ちよつと速記を止めてください。

〔速記中止〕

○堀川委員長 速記を始めてください。

○田中委員 この法律案は、先は

ど大石委員や私からも質問いたしました。が、まことに申訳ないと思ひます。が、厚生常任委員の中にはお医者様のことをよくおわかりにならない方がおられますので、その人たちの説明の一端をかねて質問をしておつたのでございます。これは医者側から申しますと、専門科名という問題は、相当な問題でありまして、たとえば今非常にもんでいらつしやる田中さんにもしお子さんがおつて、そのお子さんがかりに神経科の患者になつた場合には、やはり直してやりたいといふ一般大衆の親心と同じように、その神経科の医者を求めて行くのが常識だと思ひます。この改正法律案は医者側だけへの便宜のために改正するのではなしに、一般大衆が医療というものをどういふふうに見て行くか、医療に対する信頼感を強くさせて行かなければならぬといふ日本の民族性に合つておられるのほんとうの現われが本改正案だと思ひます。ごさいいます。ただ単にお医者さんのためだけにこの法律案ができたのではななくて、これこそ一般大衆のためにでき上つた改正法律案だと思ひますのでございいます。私は先ほどの質問でも申し上げたように、厚生省としては専門科名といふものができたのですから、学問的な内容のついた方向にまで持たれるようにしていただきたい。現段階においては、医者の良心においてこの診療科名といふものが使われるようにしていただきたい、といふことを申し上げておつたわけでありまして、この改正案は時宜に適した、最も一般大衆を基礎に置いた改正であるといふことを心から感ずるのであります。ゆゑに民主自

由党は、この改正案がただちに可決、確定せられまして、一日も早く施行せられ、一般大衆のために便宜にならんことを心よりお願いいたしまして討論を終ります。

○堀川委員長 堤委員。

○堤委員 社会党は本案に賛成いたします。一日も早く可決いたした方がよいと思ひます。

○堀川委員長 以上をもつて討論を終結いたします。

次に医療法の一部を改正する法律案につきまして採決いたしたいと思ひます。本法案を原案通り可決するに御賛成の方の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○堀川委員長 起立多数。よつて本案は可決いたしました。

なお本法案を議長に提出する報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堀川委員長 御異議がなければさうとりはからうことにいたします。

○堀川委員長 次に日程を追加いたしまして、旧海軍共済組合年金受給者の年金増額に關する請願、文書表第五九九号を議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堀川委員長 御異議がなければ本請願を日程に追加し、まず紹介議員より請願の紹介説明を聴取することにいたします。前田榮之助君。

○前田榮之助君 旧海軍共済組合年金受給者の年金増額に關する請願につきまして、一言簡単に請願者の意思を發表

し、皆さんの絶大なる御協力をお願いいたしたいと思つております。

この請願は提出者が加藤善武君外十二名になつておりますが、全国各地の旧海軍工廠に勤めておつた労働者諸君の年金制度の問題、つまり全国各地の旧海軍共済組合の年金増額の問題なのであります。終戦後海軍が廃止されまして、この共済組合は法人になつておるのであります。他の文官その他の関係者はこの事業がなくなりまして、この共済組合は継続いたしておるわけでございます。これは昭和二十一年勅令第六十八号「軍人軍属の恩給停止の特例」及び同年閣令第四号「昭和二十一年勅令第六十八号施行に關する件」で、これらの人に対する年金制度が継続されておるものであります。従つて継続されておるためにその額も漸次増額をされておるものであります。しかしながら旧海軍の工員は現在年額平均三百五十円の年金しかいただいておるのであります。三百五十円の年金がいかなる貨幣価値であるかということ、説明するまでもなく、各委員の方には御了解がでると思つております。海軍に二十年、三十年と勤めて、一生をこの工廠に奉じて、一身を犠牲にして働いた結果、その労後の慰めにと楽しみにしていた年金が、現在三百五十円というあわれな姿になつておるのでございます。これを公務員の共済組合法によつて支給されているものと同様な措置をとつてもらいたいというのが本請願の趣意なのであります。この三百五十円に關しては、政府の方でもいふ／＼御心配になつておるやに承つておるのでありますが、予算の關係と、一旦その事業体が廃止されている

ために、間に空白ができておるといふことに一つ問題があるやに承つておるのでございます。しかし前に申し上げましたように、すでに文官には特別な処置がとられていたのであります。この工員について特別な処置がとれないという理由がないと思つております。この海軍の工員というものが存在してしまつたときに、文官と同様な制限を受けておつたという実情をも考慮していただきたいのであります。たとへば民間の方で非常に景気がよくて、三倍四倍のものがあつても、海軍にいたるために、海軍の方では、こういう景気のいいときに、一定の全国の賃金率等があつて、民間並に拂うことのできない事情は、当時の事情を御承知の方はよくのみなされると思つてあります。民間で三倍五倍のものがあつた場合に、もうけのいいところへ走るといふ一般の労働者のような態度をとりますと、海軍はそれに除名というところで、海軍工員を制約いたして参つておるのであります。そういうことと等も老後の年金制度等によつて補えるものだというので、それを楽しみに、三十年五十年と勤めて参りましたが、敗戦といふはかることのできない事態によつてこういふやうなき目を見ておるといふことは、国民を平等に取扱うべきところの國家の施設といたしましては、どうも納得がいかないといふので、これらの全国の工員諸君が請願に及んでおる次第でございます。それから予算の關係では、現在海軍の共済組合が法人の組合になりまして、現在持つておるものは大体において八億圓あまりあるのであります。これは時価

に見積りますと、正確な数字は時価の見積り方によつていろいろ違ひますが、十三億あるいは十五億くらいになるのではないかと想像されるだけの財産は、共済病院その他建物等に持つておるのであります。これを新しい賃金ベースによるところの現在公務員の共済組合が支給されているベースに切りかえまして、大体どのくらいの増額があるかといふと、大体の見積りは三十億ありであります。しかしながらこの三十億も一年二年のうちにいるのではないのであります。大体にしまして今後二十五箇年くらい経過いたしますと、ほとんど支給者がなくなるのであります。数字から申し上げますと、初年度において、海軍關係だけを申し上げますと二億二千万圓、大体それが四年経たしまして、二十五年目には大体五千万圓程度になつて、ほとんど支給が終了するといふ数字が出ておるやうなことであつて、國家財政から申しましても、そう困難な多額な要求ではないと思つておるものであります。こういふやうなことでございまして、いろいろ國家の経費の増額を要する際に非常に申訳ないやうでございしますが、これら工員は現在海軍の方だけを申し上げます。また、二万五千人程度でございます。また横須賀、佐世保、舞鶴、そのほか小さな海軍關係のものもありますが、そういう都市にいる労働者を全部そろえてもそうなのであります。しかもこれらの海軍關係におつた関係上、二十年、三十年勤めておつた関係上、他の都市へ移住することのできないやうな、その土地に根が生えて来ておるので、従つて海軍關係所在地の經濟關係が特別な状態にならばいざ知らずであります

が、今のやうな状態においては、ほとんど食ふことのできない状態に追い込まれておる。この生活の困窮状態をお考えを願ひたいのであります。現在支給されておるものも年四期にわたつて支拂われておる、各所在地から受給者がぼろ／＼の衣服をまとい、わらじばきや、ぞうりばきといふことで、三百五十円の四分の一をもらつて、こんなことでわれ／＼をどうしてくれるのかと、涙ながらに給與を受けに参りますので、当事者がいたしましては常に涙を流して、この状態をどうしたらよいかといふことで非常に苦しんでおる実情なのでございます。これらの実情を十分おくみとりくださいますと、今回公務員共済組合法における年金の給與ベースの改訂等も行われる際でありまして、これを他の公務員の共済組合と同じやうな法律制度を設けて、これらの全国に散らばつておりますところの工員、労働者もひとつ救つてやつていただきたいといふのが、この請願の趣意でありまして、いろいろ詳しいことは当事者も参つておるので、時間が許せばその方から聞いてもらえばよくわかるのであります。この紹介議員も、各軍港都市から出ておられますところの北村徳太郎君、三浦寅之助君、大石ヨシエ君、宮原幸三郎君等の熱心な方が、超黨派的に、この問題は何かして片をつけてあげなければならぬといふ、多大の同情をもつて進んでおられるわけでありまして、衆参両院議員の全部の方々に、一応簡単な陳情書を差上げてあるものであります。実は議事係の方で、大蔵省の方で担当するといふことで、大蔵委員会にかかると

いう話に、大体きまつておつたやうなことでありますので、その方々の方には一応書類をまわしたのであります。が、当委員会に対しては参考書類として本日整つた書類をお目にかけることができないのは非常に申訳ないことで、その点はわれ／＼の不行届の点であります。これを、委員の各位に私からお詫を申し上げますが、ただいま申し上げたやうな事情でありますから、何とぞ絶大なる御同情のもとに、これらの労働者を救うためにこの問題が法制化され、他の公務員の共済組合員と同等なる待遇が與えられるやうにお申し上げまして、簡単ではございますが紹介の言葉といたす次第でございます。

○堀川委員長 政府の御意見があれば御意見を願ひます。
○林國務大臣 ただいま前田委員からの御説明、まことにごもつともなことでございます。私どももこの問題につきましては均衡を失つておることと考えて参つたのでございますけれども、いまだその結末を見ないうちに、研究中のところで、昭和二十五年の予算というものが確定をいたしましたやうなわけでありまして、今後におきましても、大蔵當局とも、厚生省といたしましては十分折衝いたしまして、明年度あたりも予算などにおきましては、その御希望に沿ひ得られるやうに努力いたしたいと考えております。なお昨日大蔵大臣にも私も会ひまして、そのときに私どもの意向もよく伝えたくてありますが、確定いたしましたまでは申されませんが、そういうやうな方向

に進んで行きたいような意思表示もありましたが、さよう御了承を願いたいと存じます。

○堀川委員長 本請願に対する御質疑がありまじたら。

○青柳委員 紹介議員の方からるこまかく御説明をいただきまして、われわれもよく納得をいたしました。ことに海軍工廠に同じく勤めておつた海軍の文官に對しましては、すでに現在三千七百円ベースでもつて恩給が支給せられておりますのに、その下において我々として働かれた、労働に従事せられた方々に対する給與がこれに及ばざること非常に遠いということを感じまして、まことにこれは何とでもして御要求のうちに実現したいと存する次第であります。ことに私はこの協会の第一回の会長を勤めておりました体験から申しまして、あの終戦直後のごた／＼の際に、よく共済組合の方々が労苦をいとわず一生懸命に働かれてこの協会ができました点などもよく存じております。従いまして私個人といひまして、何とでもしてこの問題の解決に当たりたいと存じます。ことにだいたいま厚生大臣から心強い努力を誓われた点もあります。われ／＼といひましては、十分この点につきましては努力を拂いたいと思ひます。委員長におきましては、早速御採択を願ひたいと存じます。

○堀川委員長 ほかに御質疑はありますか。

○中川委員 大臣がお見えになつておられますので、ちよつとお聞きしたいのであります。この必要なることは、前田君その他の方からる御説明がありましたので、おそれなくとも

御異議がないだろうと思ひますが、今年度の予算には、もう全然入らないわけでありまして。なおもし入つていないといひますれば、追加予算とか何とかいう点で、むろん大臣の御努力で来年度には何らかの方法が考えられるという力強い御説明を伺つたのであります。が、差迫つた問題でありますので、できるだけ早急に共済組合各位の御期待に沿うようにすることが、われ／＼の責務だと考えるのであります。追加予算であるとか、あるいはその他の方法で何らかの御処置ができれば、ひとつ御配慮をいただきたいと思ひます。

○林國務大臣 ただいまの中川委員の御説ごもつともございしますが、このたびの予算は内閣の方針といひまして変更しないという建前になつております。従いましてただいまのところでは、二十五年度の予算にこれを組みかえて行くという事は目下考へておりません。しかしながらなおほかに幾多追加予算であるとか、その他の場合に於いて、大蔵当局あたりに折衝いたしまして、大蔵当局がそれに乗り出してくれるというこの問題でもあれば、私もその点で進んで行きたいと考へております。これは御承知の通り大蔵省の所管になつておりますので、私の方といひましては、大蔵省の方に一日も早くこれができ得るよう、今後とも懇意いたして行きたいと考へております。なおほかに、ほかの方の御関係もありまじうから、ただいまのところはわれ／＼の方といひましては、二十五年度に変更するといふことは困難ではなからうかと考へております。

○前田繁之助君 関係当局から、特に林大臣から、非常に御同情あるお言葉をいただきました。さぞ全国の工員諸君は、涙ながらに喜ぶことだと深く感謝を申し上げます。なおまた他の委員からも、熱心な御同情あるお言葉を拝聴いたしました。同様感謝する次第であります。なおこの問題については予算関係では、今大臣から申されたように政府の御方針もあるもので、ただちに本年というわけには行かぬかもしれませんが、追加予算等の機会もありましたならば、どうかその機会に取上げていただきたことを重ねてお願い申し上げます。なおまたこの問題は、かりに法制化を本年度に行うといひましたし、ても、實際これが実施は来年度になつて、予算の支出は来年度になつてという方法もあるのではないかと考へて、できるだけこの問題を法制化されるように、一段の御努力をお願い申し上げます。ここに重ねて御礼の言葉を申し上げる次第であります。

○青柳委員 この問題の解決は、結局法律の問題と予算の問題であると思ひます。法律の問題につきましては、ただいまお手元に配付いたしました請願書の六ページに、国家公務員共済組合「この法律施行の際現に存する従前の法令に基いて組織された共済組合は命令の定めるところにより」云々、現に存する組合のみの救済をするにとりなつておるのであります。これを改正しなければならぬと思ひます。これを改正するが、この点に關しまして、海軍の共済組合以外にかなる共済組合が現在あるか、救済されてない組合があるか、それらの組合を全部ひづるめま

して、どのくらいこの予算が必要であるかといふことを、この際御当局からお聞きしたいと思ひます。

○安田政府委員 終戦後廃止になりました官業の共済組合で、海軍共済組合以外のものは、陸軍共済組合、製鉄所共済組合、台湾總督府鉄道職員共済組合、台湾總督府通信局及び通信官署職員共済組合、台湾總督府警務局職員共済組合、台湾警察共済組合、朝鮮總督府鉄道局職員共済組合、朝鮮總督府警務局職員共済組合、朝鮮總督府官署職員共済組合、朝鮮警察共済組合、関東庁通信官署職員共済組合、関東庁警察共済組合、樺太庁鉄道及び郵便局職員共済組合、以上でございまして、この中には年金制度のないものもございしますので、現在のところ年金者についての所要額は、従来の規定によりますと千三百八十四万四千四百五十九円ばかり、これが大体民間では三千七百円ベースだと思ひます。ちよつとお断りしておきますが、実は終戦後海軍の共済組合が解散になりました。そのあとが共済協会という公益法人になつております。共済組合といひましては、所管は大蔵省の所管でございしますが、たださういふような関係で解散になりました公益法人になりましたので、これが厚生省の所管であるといふことで厚生省にまつておるわけでありま。私どももいたしましては、今大臣の御答弁のように、旧海軍共済組合は現在共済協会となつておるわけでありまして、その公益法人の主管大臣として内容はなほどうもともではあるし、平素お世話をしておりますの

で、ひとつできるだけ大蔵省において、今申されたような立法的措置、財政的措置をとつてもらいたい、こういうふうにお願ひしておるわけでありま。主管は大蔵省の方にありますから、大蔵省においてこの法律に手を着けるといたしまして、今申しましたような外地関係などはもう少しはつきりさせてもらいたい。こういう意向ではないかと思つております。

○前田委員 三億六千万円あれば、今日この請願を出しておいでになる三万七千何百人の方が救われるとすれば、三億は相当な額ではありまじうけれども、今の政府が動かしおる予算から見れば、今年ではできないから来年まで待たなければならぬことではないと私は思ふのです。たとえば外債へ拂う外債の償還だけでも、今年は一千二百億を計上されておるのですから、それを多少削つても私はできないわけはないと思ふのです。今予算は審議中なので、大蔵政府の方針では組みかへはしない予定だと思つておるけれども、やはり現在まだ審議中なので、どうしてとらに実情やむを得ない、どうして緊急を要するといふことになれば、それだけのことはできると思ふので、その点についてどういふふうにお考えになつておられまじうか。

○安田政府委員 先ほど私厚生省の権限と立場をお話した通りでありまして、私どももなるべくさういふふうにしたいと思ひますけれども、所管は大蔵省でございまして、この問題もやはり大蔵委員会にかけた方がよいと思ひます。

○前田委員 そすれば、この委員会でもつてさういふふうな決議をする

五

第一類第八号 厚生委員会議録第五号 昭和二十五年二月十五日

とか何とかで、ぜひ今年度の予算に間に合せて、大体とか何とか、そういう処置でもとれるのではないかと、私の方はそういうふうにも考えます。それからもう一つ、私がきょう医療法の改正についてごた／＼申し上げましたことと関連があるので申し上げておるわけで、こういう書類が準備してあれば、ほんとうにこれを審査して、強力に委員会でも支持してもらおうというふうな、それだけの積極性を持つていただければ、事前に配付することはできると思うのです。それであればこそ、それがわかつていけばこそ、厚生大臣が——ほんとうに一年間を通じてこの委員会には一ぺんか二へんしか顔を見せられないような大臣が出られる手配がしてあるくらいなら、かんじんの審査するわれ／＼の方に、それくらいの処置ができないというのではないと思う。そういう点について、きょうのこととはしかたがないですけれども、私も、私どもも考えれば故意に審査を遅らせる態度が私どもにとつて懸念で、今後ぜひ私どもが審査して、自分の仕事が完結できるような方法をやっていただきたいということを重ねてお願いしたいと思います。

○堀川委員長 堀川委員に申し上げます。本日これは緊急上程いたしましたので、共産党だけに申し上げておらぬというではありません。社会党にも、民自党にもどこにも申し上げてい

ないのです。私はきのう初めてこの請願を受け、重責大だと思ひまして、本日実は緊急上程としてこの委員会にかけず、皆さんにここでその方々から懇談的の請願をしてもよろうか、陳情をしてもらおうかと思つたのですが、実は厚生大臣が今大臣室にいらるということでありましたから、今請願が六、七十たまつておりますが、特別にこれを本日この場で緊急上程することに私の意思が要つたのであります。そこでちやうど大臣がおられるから、これに對して答弁してもらつたら非常に都合だらう、こう思ひまして実は緊急上程したので、あなたのおしやるように、特別に共産党だけに申し上げなかつたというのじやありません。皆さんに申し上げてごさいません。その点御了承願ひたいと思ひます。

○堀川委員長 特別というのを私は言つたのではありませんけれども、今日のところは了解いたしました。ただ、特別ではないでしようけれども、委員全体として、もう少し全体が審議しやすいようなことを平生やつていたきたといふことは了解いたします。つたといふことは了解いたします。

○堀川委員長 どうも堀川委員はあまりひがんだような考へ方の方で……(笑聲)。

○堀川委員長 ただいま堀川委員から御発言がありまして、それから大臣からも答弁を聞きましてわかりました。大蔵省でなければ、厚生省ではどうもしかたがないとおしやるのですから、県教育委員会のようなものだと思うのです。ですからひとつこれは超党派的に皆さんに御賛同願つて、大蔵委員会へ厚生委員会から申入れするとか何とかいふ形にしないことには、事にならないのじやないかと思ひますので、委員長におかれましては、そのようにとりはかられんことを社会党から申し上げます。

○堀川委員長 これは前田君もわかりません。呉に非常な関心を持つわけだが、呉とか、神奈川とか、長崎、舞鶴各地の共済組合の員数などわからぬです。

○前田委員の助言 わかつております。○堀川委員長 それではまだあとで願ふことにします。ほかに御質疑はありますか。

○渡部委員 この問題は、要するに現在の秩序や機構から出て来る社会的の悲慘の一つの現われなわけでありまして、本来年金制度といふものは、賃金と同じように物価の上昇に従つて上げられるのが当然であつて、それがこの状態にどまつておるといふことが、そのそも不審である点であるのです。今社会党の方も言われたように、ここでこれを採択するといふふうな結論にしまして、大蔵関係に交渉するなら交渉するといふことにはどうかと思ふのです。それがらな林大臣は、予算は變更しないことになつておると言つておつたが、これは政府の見解であつて、われ／＼委員の方としましては、い／＼な諸關係の具体的な実情に応じて、予算を正しく變更されるように決定をして行くのが議員の職責なのであつて、予算は現に審議中であるのだから、やはりここで決定して急速に進行させて行く必要がある、こういうふうにとり考へます。

○堀川委員長 よくわかつておりますが、仰せのやうにこの問題について

は、大蔵委員会の方の問題もあると思ひますので、本議院の審議につきましても、この程度にとどめておきまして、この決定は後日に譲つたらどうか、かように考えます。ちよつと速記をとめてください。

(速記中止)

○堀川委員長 速記を始めてください。青柳君。

○青柳委員 この問題の取扱いにつきましていろいろ御論議がございまして、この元をなす法案、国家公務員共済組合法案も大蔵省所管の法案であります。しかも先ほど来政府当局のお話によりまして、金の面は主として大蔵当局がやるのだというお話を聞いておりました。従つて一応この委員会では採択せずして、法案並びに予算の問題もすべて大蔵委員会の方が重きにあるような感じもいたしますから、あとの取扱いは委員長さんにおまかせすることにしたらどうかと思ひます。ここできめましては権限がないというやうなことで、一応採択の点は保留いたしましたので、今後大蔵当局、大蔵委員会と本委員会との関連を委員長さんからいろいろ御折衝願つて、事務的にいろいろ御処置を願つたらどうかと思ひます。

○渡部委員 私はこの厚生委員会でもう取扱いかといふことを決定して一向さしつかえないと思ひます。もし委員長が折衝されるとしても、厚生委員会全体としてどういう意向であるかといふことはつきり決定しておいて、その線に沿つての交渉であるべきであると思ひます。

○青柳委員 一応ごもつとものやうに

開えるのでありますが、委員会と委員会との間のいろいろ問題といふことも考慮に入れてやつた方がよいと思ひます。皆さんの御意向は大体はつきりしておると思ひます。ただここで採択してしまふと、今度は大蔵委員会の方の力が弱くなるというやうなことが、えてしてありがちであらうと思ひます。もちろんここで採択してよいといふことに決定したならば、後日ここで採択してもよろしゅうございしますが、その間におきまして大蔵委員会と当委員会との折衝にまつべき部面もあるのではないかとと思ひますから、委員長同士でいろいろ御相談になりまして、本委員会が採択することが適當であらうといふことがつきりきまりました際には、即時採択してよいと思ひます。

○渡部委員 その折衝といふのは、つまり両方で合同審議会をやるとかどうとかいう意味での折衝ですか。

○青柳委員 そういふ問題もあるかと思ひます。当委員会だけで採択してしまふと、ほかの委員会にかけることができない点もあつて、またただいまの渡部さんの御発言のやうに、あるいは合同でやる方が適當であるといふ場合も起つて来るかもしれませう。なほ手続の点でいろいろ問題があると思ひますので、私さういふことを申し上げた次第であります。

○堀川委員長 紹介議員の前田代議士がおつしやつておられますのは、当然大蔵委員会にかかると思つておつたのが、厚生の方にまわつた、こういうことをおつしやつておるのでありますが、その間の事情を考えました場合に、青柳委員がおつしやるやうに、一応その辺を

はつきりと両委員長が政治的に折衝なさつて、その力をそいだし、越権行為にならないように、お互い情状酌量しながら話を進めて行つた方がよいと思ひます。

○中川委員 この目的はとにかく予算をとることですから、本来ならばこれは大蔵省の方へ行くべき問題だと思ひます。だから大蔵委員会の方へヘインシアチーブをとられた方が、かえつてこの問題は円満に行くのではないかと思ひます。ここで採択なんていうことは絶対にいかぬと思ひます。これは委員長同士の御折衝願つて、あるいは合同理事會を開く、あるいは委員長同士の御研究になるという方向にお進みになつた方がよいのではないかと思ひます。

○青柳委員 この問題の取扱ひは、委員長に今後おまかせするということとで、ひとつおはかり願ひたいと思ひます。

○堀川委員長 青柳委員の御動議に対して御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○堀川委員長 それではさう決定いたしました。この問題の決定は後日に譲ることといたします。なお一般行政に對しての御質疑も午後いたしますことにいたします。

午後二時八分開議
午後零時四十分休憩

○堀川委員長 それでは休憩前に引続きまして會議を開くことにいたします。

まず厚生行政に關する件を議題といたしまして、光田長島愛生園長より療養所の現状について説明を聞くこと

にいたしたいと存じます。光田長島愛生園長。

○光田説明員 癩の現状についてお話しせよとおつしやいますので申し上げます。日本に癩患者がたゞさんございます。世界の總数が三百万と云つておるので、それで文明国にはほとんどないといふこの癩が、日本に昔からあるのです。これはイデオロギーが非常に違つておりまして、癩は遺伝であるといふこと、また宗教的に見て前世に悪いことをしたその天罰によつて、現世に於いて癩病になるのだといふような迷信があります。そういうようなことで、癩患者の生活といふものは、癩になつた人は一生浮かばれないといふような生活をいたしておりましたので、彼らは遂に家を出る。家人の迷惑になるのを恐れてみずから通路をいたしまして、神社、仏閣といふようなところに浮浪徘徊を続けたのであります。昔は物を恵むといふような方もありますし、また忍性師といふような鎌倉時代の大徳がありました。癩患者を救済したといふうらわしい事跡もございます。またザビエルが四百年前に入つてから外国の文物が次第に入りまして、日本の各所にも癩病院ができるようになったこととありまして、これを続けて行きましたら、四百年以後においては癩病は根絶するのでありますけれども、不幸にしてこれは天主教の彈圧がありまして、遂に隔離することができなかつた。これがために日本における癩患者が、徳川時代から今日に至るまで根絶しないのであります。西洋ではもう七世紀から十三世紀までの間に、隔離法によつて癩患者が絶滅いたしましたので、ザビエルが来ましたと

きも、西洋にはほとんどなくなつておりました。日本に來て目についたのは、浮浪徘徊の徒が各所にこじきをしておる哀れなる姿であります。明治時代になりまして皆さん御記憶もないことと思ひますが、明治初年に非常に悲惨なことがありました。高橋お傳と申します女が、自分の亭主が癩病であるために、いろ／＼の罪惡を犯しまして、遂にこれが絞首刑になりました。いふお傳地獄といふような本も出ておりますが、これが日本では歌にも歌われて、非常に有名な事実であります。ところが明治の世の中で、日本では癩病のことに對して真先に注意いたしましたのは、大学におるドクトル・ベルツといふ人が、日本に癩病が十萬もあるといふようなことを申し、非常に警告を與えました。しかしみんなはこれは遺傳病であるといふので、依然として患者は四國の通路だとか、熊本の本妙寺の清正公だとか、あるいは高野山、または大都會の神社仏閣の地に、浮浪徘徊をいたしておりました。これについては國際間にも非常なできごとがございましたので、たとえば日本からカリフォルニアに行つたところの者に癩病があつたといふので、遂に移民制限、あるいは移民追放といふような事態になつたことは御承知のことと思ひます。それで明治三十年にヨーロッパに唯一の癩病王国としてあつたところのノルウェーに、当時癩が隔離によつて漸滅したといふ時代において、ドイツのメルネルといふ西の方の郡内に、癩患者が十二人ばかり現れたのであります。これについてドイツの學者たちはこれはたいへんなことである。癩は伝染であるから、この十二人

を放つておくと、遂にはヨーロッパの中世における大流行したような事態になるといふので、たゞちに世界の學者、癩病がある國の學者をベルリンに呼びまして、第一回癩會議といふものを開いた。その結論は癩は微菌によるところの伝染病である、これを根絶せしめるのに隔離法による以外にないといふ結論に達しました。それによつて日本からも代表者が出席して、その当時土肥三博士といふ人が参加いたしました。また論文を提出したのは伝研の北里博士であります。こういふようなことから自然に國民が注意をいたすようになりまして、埼玉県の医者である代議士の齋藤壽雄といふ人が、明治三十六年に議會に癩予防法に關するところの建議案を出した。それから山根正次氏といふ人も毎議會に癩の問題を提出いたしました。民間におきましては明治二十二年に御殿場に復生病院といふものができました。熊本には明治二十七年に回春病院といふものができました。東京の目黒にも慰養園といふ病院ができました。また身延山には五、六十人から百人余の患者を外國人及び内國の資力によつて養つておるといふような状態があります。その当時三十二年から四十一年の十年間に政府も氣をつけまして、數回の調査をいたしましたところが、三萬人ないし三萬六千人といふ數を發見いたしました。その當時に癩としてその各地方死亡診斷書が、毎年二千人、多い年には三千人といふような癩患者が死亡いたしました。むろん癩ではありませんから、死亡診斷書は正確ではないから、それに數倍あるところの數が死んでおるといふことがわかるのであります。

そういうような有様で、政府なり民間の有力者も、これは外國人にだけまかすべきものでないといふので、明治四十年に癩予防に關する法律といふものを議會で取上げられました。それによつてまずさしたあたり日本の三萬六千人の者も、一度に隔離するといふことはずいぶん困難なことであるといふことで、そのうちでも一番目について病毒を散漫せしめるところの浮浪徘徊の徒だけでも、ひとつ何とかして地方費によつてこれを隔離しようといふ案ができました。その実行が明治四十二年、今からちやうど四十一年になるのであります。その當時この浮浪徘徊の徒はどのくらいあつたかといふと、千二百人ばかりありまして、これを全國の五箇所の療養所に入れた。これは長くなりますから省略いたしますが、その五箇所といふものは青森と東京、大阪、四國、熊本、この五箇所に千二百人の患者を隔離いたしました。

そういうようなことであります。が、これをまです／＼議會の問題にするにについては、御記憶でもありませんが、明治三十九年に野口寧齋といふ詩人がありまして、その詩人が癩病なるがために、その一族に非常な悲劇が起つて、遂にこれが殺人をいたすようなことになり、寧齋がしたのではないので、その婿にあたる人が金に困つたり、あるいは野口寧齋の病氣をなおすためにした。どういふことをしたかと申しますと、その當時野口寧齋を取り事件といふのがありました。といふのはある小僧が番町の手で、腎肉を切取られて死んでおつたといふ事件が起りまして、これはだれがやつたかといふて捜査の結果、こういふような

残虐なる犯罪を犯すというものは、何かな。天刑病のような人がやつたのである。うといで、麹町中探しましたところ。が、野口寧齋が病気になつておつた。それからまた娘さんに恋着する者があつて、その恋をかなえるためにこういふような残虐行為をしたというところがわかりました。この腎肉切取り事件といふものをもう少し深く探つて行きますと、支那の本の中、また朝鮮の本の中に、癩病は人の肉なり人の生肝を食わすとなおるという一つの伝説がございます。これによつてこういふような凶行が起つたものでございまして、そういうようなことは、日本ではそのやうな本によつてやう／＼わかつたのであります。朝鮮では人の生肝を食えば癩病はなおるという伝説がございまして、朝鮮では殺人といふものを調べてみると、たいがいそのうしろに癩病があるということがわかつたのであります。そういうやうなことで、朝鮮人の殺人犯罪は年々多数に上つております。この癩病は朝鮮の南部には非常にたくさんあるということがわかりました。しかしながら日韓併合のときには、内地に渡航するものが非常に少かつた。ただ内地だけの癩病を收容しておつたのであります。しかし自暴自棄になつておつたところの患者の中には、療養所の安定した生活によりまして、非常な打つてかわつた人間になつた者もあつた。しかしその千二百人の病歴を調べてみますと、彼らはかつて浮浪する前には、首をくくつて死に切れず、あるいは海に入水して死に切れぬという経歴を持つていない者は一人もなかつた。さういふ癩患者といふものは恵まれない、悲惨な生活を送つて来たといふことは、御承知のことだと思ひます。しかし大部分の患者は生活の安定を得て、療養所を一つの楽天地としようとする者がある反面においては、浮浪徘徊者の常習であつた賭博がやりまして、そしてこの賭博で金銭のやりとりをしてまづ裸になるまでも取上げるというわけで、逃走患者が絶えなかつたのであります。それが外部に出でまた浮浪徘徊するという状態になつたのであります。またそのうちに、実に神妙な人間が大部分を占めておりまして、身を殺して仁をなすといふやうな患者さんたちもたくさんあります。しかし自暴自棄のために人の迷惑を一つもかまわないで、蹴込みとか、窃盗あるいは強盗といふやうな犯罪の犯罪をする者が、これは少数でありますけれども、そういうやうな犯罪者が多くなりました。これはもちろん初期の療養所といふものは、今日のごとく明るくなかつたのであります。そこで秩序を保ち、これを救う方法について、政府でもまた療養所当局も困り抜いて、遂に大正五年に懲戒検束の規定といふものができまして、警察署程度の治安維持、悪いことをしたら一時そこに入れるといふことになつたのであります。これでほとんど賭博等の犯罪は少くなりました。また院内の秩序もやや回復いたしましたけれども、これくらいのことで足らなかつた。承知しない患者が数人あつたのであります。私どもの記憶でも松原健三郎あるいは山田徳一といふやうな非常に凶悪な患者がおりまして、それが日本全国を荒しまわつたといふやうなことがございまして、しかし何とかして秩序を保たせたいというのが私どもの気持でありまして、生活、治療等も改善されて今日に至りました。そのうちに政府も日本中に三万からあるものをわずかに千二百人くらいに收容ではとていだめであるといふので、数回の拡張が行われたのであります。さういふうちに日韓併合といふことになりました。朝鮮人も入つて参ることになりました。当時日本には三万おりました。朝鮮人もそのくらいな程度の患者がおりまして、その後次第々々に移動して参りました。その朝鮮の患者は、朝鮮独特の申しすか、殺人を平気でやるやうな凶暴な者があつたのであります。それでただ内地の患者だけでは、朝鮮の癩患者も引受けなければならぬといふことで、一視同仁的に今日まで續けて来たのでございまして、療養所の拡張に伴ひまして遂には五千八千人とふえ、私どもは一人を目標にして進んで参りまして、今は十箇所の国立療養所が八千三百人くらいを收容しておるわけでありまして、今日ではい／＼の御配慮によりまして、患者の生活は昔のやうではなく、また浮浪徘徊の徒ばかりではなく、りっぱな人もたくさん入つておるのであります。しかしまだ自暴自棄的精神がありまして、院内において少数の悪いやうなことがまづたくないはありません。これに対して私どもは四十年にわたつて、何とかしてこの矯正策を政府も考へてくださいますやうにお願いいたして参りました。しかしながらなかなかその実行ができなかつたので、一時刑務所に送るやうな場合もございまして、さういふやうなものには必要である。かえつて窃盗、強盗あるいは殺人までも犯した者を

刑務所に長く置くことはできぬといふやうなことで、こゝろいふやうな者が執行猶予になつて、病人であるから当然療養所でこれを治療してやれといふやうな要求がありまして、それにはほとほと困つたのであります。癩患者なるがゆゑにといふことで執行猶予になりました。入つた者はまたい／＼の悪事をいたします。それをやる場所がないやうになつて来まして、憲法発布になりましたから、懲戒検束の規定も取消しになつたので、今はほとんど制裁することができないやうな状態にあります。御承知でもありまして、先日一月十六日でありまして、か草津において凶暴な患者がおりまして、これを朝鮮の多数の患者が撲殺したといふやうな前代未聞の犯行がありました。これは、まことに遺憾なことでありまして、今かやうな凶暴な者を取締るところの方法がないのであります。院の者もやはりまる腰であります。またこれを警察の方に伝えまして、まことに遺憾なことでありまして、今後においてかやうな者は何とかして制裁をしていただかなければならぬ。癩患者は病人とは申しすけれども、手足はまだきくやうな者が多いのであります。まして、院内においてもい／＼の相当な作業もいたします。労働能力も相当ある者が多いのであります。それでこれを療養所に入れておきまして、また彼らが数人團結して院内の治安を攪乱するやうな場合において、前から申しましたやうに、職員は

腰でありますから、何ともこれを懲戒することもできません。実に危険な状態になつております。それで近年、ことに朝鮮人の内地に移動する者が多くなりまして、これはあたりまえに査証を受けて入る者もございまして、密航する者も多数にある。これが山口県とか福岡などの炭鉱とか製造工場に入りまして、そして輕いものは労働に従事しておりますが、次第々々比重になつておる者がたくさんございまして、こゝろいふやうな朝鮮から密航した者が今どのくらいあるかと申しますと、全国の療養所に五百人ほど入つております。また外部で朝鮮人の癩が自由に行動をいたして、あるいは酒を製造するとか、あるいはやみをやる者が、さういふ患者の中にも五百人くらいはあるのであります。今日は日本内地における一万二千人の者について、八千人だけは療養生活をするのであります。残りの四千人は、朝鮮の安寧秩序が維持できないために、せつ／＼日本人が向うに行つて、宇垣總督時代にしらえたところの六千人を收容できる世界第一を誇る療養所が、終戦のときに日本人の管理者はみな追い出されて、ほ／＼の体でまづ裸で精つたといふやうな状態でありまして、院内の秩序が乱れて来まして、逃走が相次いでおります。そのために内地にたくさん朝鮮人の患者が入つて来るので、日本は朝鮮の癩患者まで今日はお世話しなければならぬ。これは人道の上でありますから当然ではあるやうなことでありますけれども、こゝろいふやうな荷やつかいなものが中に入ると、またこの院内の安寧秩序を維持のできないやうな状態に今日はな

つて参りましたことは、まことに遺憾なことであります。

ちよつと朝鮮の小鹿島のことを申し上げますが、これは宇垣總督時代にできたところの療養所でありまして、明治天皇の御存命中に御下賜金として三十万円というものが朝鮮の領のためにくださったのであります。これで小鹿島という所に囲いをいたしまして、約百人くらいおりましたけれども、朝鮮ではまず、癩患者はふえるというより傾向になりました。ちよつと昭和十年ころの調査によりますと、一万三千七百人はおるといふことになつて参りました。近來はますますふえて、私どもの推定によりますと朝鮮の全羅南、北道及び慶尚南、北道には、一万八千人の癩患者がいる。全朝鮮には二万人の患者がいるといふことに推定数が出来て参ります。この内地の患者に対する方策はいろいろの配慮によりまして、本年は約一万八千人の収容力を持つ。それで元三万人あつた癩患者は、今日は一万八千人に減つたといふ非常にけつこうなことでありますけれども、また朝鮮の癩の新勢力が内地にどんどん浸潤して来るといふことはまことに遺憾なことでありまして、皆さんにこういうような点についてもお考えおきを願ひたいと思ひます。そうしてこれらの朝鮮人は、いづれも貧困にして朝鮮においては食つて行けないような人たちが多いためでありまして、内地の労働力の足りない虚に乘じて内地に潜入いたします。かようなわけで、今後この対策は皆さんに御熟考をお願いしなければならぬのであります。今回の草津事件は、たゞさんの朝鮮人が、手に／＼物を持つて三人の者を撲殺

したといふようなことでありまして、私どもはまだその裁判とか、法律のことについてはよく承知いたしません。

が、刑務所に入れても、病人なるがゆえにただちに執行猶予にするというやうなことになるのであります。内地の患者に對しても困る上に、朝鮮人の犯罪行為を取締る方法がない状態になつておられますので、このことは皆さんのお耳に入れておいて、今後これよりいかにといふことについてお考えおきを願ひたいと思ひます。近來癩養所の八千三百人の日本人は、おかげさまでおちついてはおりますが、人を殺すことを何とも考えないやうな朝鮮の癩患者を引受けなければならぬという危険な状態にありまして、患者の安寧秩序が乱され、また職員も毎日職々としてこれらの対策に悩んでおるやうな状態でございます。今日は草津に現に園長としておられる方がおいでになつておられますので、何かお話をしてくださると思ひますから、私はこのくらいで終ります。

○堀川委員長 ちよつとお話いたしました。岡山の光田園長、草津の矢島園長、東京の林園長と三人おられますから、何か御質疑でもあればお聞きください。

○丸山委員 先般の草津の撲殺事件は、医務局の方から一応御報告がございましたけれども、園長からも少し当事者としてのそのときの御感想など承ることができたら、なおいと思ひます。

○矢島説明員 草津楽泉園園長の矢島であります。今回在園患者の間に不詳事件を惹起いたしましたことは、まことに申訳なく思つております。今回の

事件の概略をここに御報告申し上げます。

近年楽泉園に送られて来る患者の中には、犯罪に關係のある者の数が目立つて多くなつたのであります。ことに昨年の夏以来は、刑務所で刑の執行を停止されたり、あるいは刑の執行を猶予されたやうな患者が、どん／＼送られて参りました。千有余名の在園患者は非常にこれを恐れております。われわれの入つておるところは療養所であつて刑務所ではない。当然受刑されるべき者が刑を終らずに執行を猶予され、あるいは停止されて送られて来ることは、私どもの安寧秩序を不安なものに陥れて非常に困る。國で何とかしてこゝういふ犯罪者を入園させないでもらいたいといふ願ひがしばしばございまして、しかし私のところは、全園十箇処の官立療養所の中で、まだ満床になつておりませんで、ただいま千五百名の定員に對しまして約千二百五十名ほど入つております。それで満床でないゆゑに受刑者であつても何ら断る理由がなかつた。従ひまして、そういった犯罪者が送られて参りました。たゞ／＼昨年の十一月十七日に、東京都の不良癩患者でありました朝鮮人の親子、もう一人は沖繩の者であります。これを當時知らないで入れたのであります。これは関西で相當の親分として鳴らし、いろいろの犯罪を犯して東京へ逃げて来て、浅草におつてたりとか、押売りととか、相當悪いことをして、遂に東京都の手によつて楽泉園に送られて来たのであります。さらに十二月の二十七日に大阪府が送つた患者の中に、やはり関西を非常に荒し、同じ国立療養所を數箇所荒しまつた名ふだのつ

いた患者が参りました。この三人が期せずして関西で同じやぐざの仲間であつたやうであります。それが楽泉園の中で顔を合せて、ここに親分子分の片割れが園の中でまた再び結ばれて、昨年の末から本年の初めにかけて、いろいろ悪い事件をひき起したのであります。暴行をする、あるいは脅迫をする。そのうちに凶器を持つて在園者を脅迫するといふやうなことが起きまして、昨年の暮から園当局といつたしまして、この不良の癩患者に再三いろいろ言つて聞かせ、あるいは手をとつて善導に努めたのであります。が、いづれもすでに社会を荒しまつたやぐざ者でありまして、なか／＼園当局の善導に従わないのであります。そして昨年末に遂に在園患者の數名に暴行をして、これに傷害を與えた事件が起きたのであります。ただいま光田園長からお話がありまして、たゞいまは徹夜検査棟といふものを持つておられますので、この患者を監禁することはできません。従ひまして、これは當然警察に連絡をし、警察の力でもつて凶器も取上げてもらわなければならぬ。またそういった凶暴な患者は適當に成敗して、在園患者を保護してもらわなければならぬと思ひましたので、そういうふうに警察に手をつたしたのであります。が、いかにせん警察では、患者が癩であるといふことを非常に恐れておりまして、この問題を取上げてもらえない。そうしますうちに、年を越えまして正月の初めに再度同じやうな不詳事件があつたので、今度は私自身厚生省に参りました。この善後策を相談いたしました。私として厚生省の了解のもとに、千名の患者の安寧秩序を保つためと

もう一つそういうたぐざの連中がまたまたあそこで三人一緒になつて、しかも次第に自分の中をつくつて行くといふ環境が悪いから、これはひとつ親分の環境をかえて、ほかの療養所に移して、そこでは初めからこゝういふ不良の患者であるといふことを園当局に申し上げて、再びそこで根を張ることのできないやうにして、不良の癩患者を善導しようと思つたのであります。これは熊本の菊池園長と厚生省と私が話合ひまして、幸いに菊池園長の了解のもとに、たらいまわしといふやうな形でなく、環境をかえて、向うで不良の親分に勢力を張らせないやうに考へるものと手をつたのであります。そうして輸送等の關係がありまして、一月の十九日に長野原という駅を送り出して、この療養所へ転送することになつておりました。これには職員も輸送の手配はすつかり済んでおりまして、患者にもそのことを言つて聞かせて、納得しておつたのであります。

ところがたゞ／＼一月十三日の上毛新聞の池方版に、「狂暴な癩患者、手を焼く楽泉園」といふ見出しのもとに、療養所の中に非常に凶惡な癩患者が出て、千名の患者を脅かしておられるといふやうな記事が載つたのであります。この記事を見ましたやぐざの親分子分が、また開き直りまして、こゝういふ記事が出る以上は、おれたちは死んでもこの園を動かさない、さらにこの中の患者の代表者たちは、片つぱしからやつつけてやるというやうな暴言をはきまして、再び園内を非常に恐怖のどん底に陥れたのであります。しかしながら私といたしましては、さらに熱誠をこめまして、決してこれは患者の団体が

新聞社へ報告したものでなく、園当局が出したものでない。こういう記事が出て、これはまったく新聞社が勝手に出来た警察から入手した記事であつて、お前たちをそういうふうになじやま物扱いして転送するものではないかといふことを言ひ聞かせまして、今度は惠楓園において治療の再出発をしてもらいたい、人生の再出発をしてもらいたいといふことを懇々と言つて聞かせましたところが、幸いにも親分がこれを承諾して、それでは参りましようと言つて、話はきちんとついたので一月十六日でありました。

ところがたま／＼あの地方では、一月の十六日はお正月とか何とかいひまゝ、あの辺の一般の社会でも休む日でありまして、その日に、草津の町へ園を脱出して酒を買つて来て、これを飲んだ。そしてこのときは自分が大分ふえまして、六名になつておりますが、このやぐさの親分子分の六名が酒を飲みまして、さらに朝鮮人の団体である協興会という文化団体であります、その事務所へなぐり込みをやつた。短刀を抜いて、いきなりその部屋へ脅迫に入つておる。そしてい

くらか酒手か何かをゆするうとした。そこで先ほどから申しました通り、すでに昨年末から乱暴しないように、どこまでも温順に指導して行くのであるといふことを私に言つてあつたので、がまんがまんをしておつた患者であります、短刀を抜いて脅迫に入つたために、朝鮮人の団体が起こりまして、遂にはスコップあるいはまきといふような凶器をもつて、そのやぐさの親分子分を撲殺する事件が起きたのであります。この事件が起きると

同時に、私どもは全職員非常呼集でこの鎮座にあり、なお警察に電話をもつて、まさに殺人の惨事が起きんとしているからといふ急を伝えて、七回ほど応援を求めたのであります、なかなか草津の警察の来援が得られませんでした。九時から警察に連絡しておつたのに、十一時半にやつと警察官が、しかも武装もせずにまゝ腰でやつて来た。その来たときにはすでに殺人が行われたあとであつたといふ始末でありまして、こゝろいつた癪患者の凶行に対しては、警察に手を下してはならない。それからなお三名惨殺されたうちの二名は、警察官が現場に到着して、私どもから保護を願つたその面前で、朝鮮人の患者の一人がなぐり殺しておるといふ次第であります。

以上が今回の不祥事件の大体であります、私どもも今回特に痛切に感じましたのは、もしも癪の刑務所というやうなものがありまして、園からこの不良の癪患者を何とかしてもらいたいといふ申出と同時に処置してもらえれば、この事件は起きなかつたらう。また今調査しました事件の最後も、ただいま調査が終りました、十三名の下手人があつておりますが、この下手人の処置に關しては、ぜひとも癪の刑務所というものがあつて、癪患者といへども悪いことをした者は適当にさばかれるといふ点をはつきりしてもらはないと、将来あるいは同じやうな惨事が繰返されなかつた限らないのであります。さらに癪患者なるがゆゑに、警察当局も療養所に何でもかきつけておけばいいという態度で、取上げてもらえないといふことは、まことに遺憾に存じます。ぜひ皆さんに特にこの

点をお考えおき願ひたいと思つ次第であります。

○丸山委員 今のお話によりますと、療養所の院長は監置に關する権限は何にもないといふお話ですが、これは實際でしようか。

○矢島説明員 先ほど光田園長の話の中にありましたように、懲戒検束の規定が新憲法で取消されております。また私どもの療養所の中には、不良の癪患者が出た場合でも、これを監禁しておくやうな施設もありませんし、監禁するといふ権限もないのであります。

○丸山委員 そうしますと、もし予算をとつて刑務所のような施設を各施設ごとに付設するやうな場合、その場合には園長がやはり法的にそれを使用しなければ、施設ができていかにんといふことになりませう。

○矢島説明員 そうです。

○丸山委員 そういふ点に關して何か御希望はございませうか。園長にその権限を與えてもらいたいといふ御希望はないでしようか。園長が何か正当な法的な権限を持つてその方へ要求して、その人たちが刑務所へ入れることを命令するとかといふやうな方法で行くか。あるいは園長そのものにさういふやうな司法権まで與えることの方が望ましいのであるか。この点についてお伺ひしたい。

○尾村説明員 この点につきまして私から回答いたします。実は先ほどの最初の御質問の園長には懲戒権はないが、監禁することができないかといふ問題でございまして、らい予防法の法律に基きまして、先ほど光田君が申し上げましたように、一箇月以内の監禁

をする権限が與えられておりました、この法律はまだ改正になつておらぬのであります。しかしその以前に、新憲法の三十一條に、法律によらずして自由を拘束できないといふ條項がございまして、この法律は刑事訴訟法によらなければできないといふことであります。従つて法律の上を行く憲法によつて実施ができないのでございまして。そのために今予防法の改正もこの面についてどうするかといふので、いろいろくふうを凝らしておるわけでありませう。その点についてただいまのお話のように、予防法の中に今のような懲戒に背反したものはむりでございまして、従ひまして園長としてやる場合には、せいか／＼学校等でもつておりますほんとうの教導、善導の意味の謹慎を命ずるとか、あるいは戒告をするといふ程度でございまして、人身拘束はともむりなやうに思ひますので、やはり人身を拘束するやうなことは、正規の法務の方でやつていただきたい。但しその場合に癪患者を伝染その他の問題で直接調べたりあるいは逮捕する場合に、補助としてお手伝ひはする。しかしやはり裁判自身をしたり、司法権を與えて、こゝろいふ大多數の癪患者について――古い光田さんなんか五十年來神様みたいなつもりでやつておる人が、同時にさういふ権限をもつてやりますことは、同一人格ではとてもむりでございまして、それは専門家にまかせたい。これはわずかな人数でありますから、やはり法務府の方で伝染病を予防できるやうな特別な刑務所に入れていただきたい。重症の者はこゝろいふことはありませんが、輕症の者でこ

をする権限が與えられておりました、この法律はまだ改正になつておらぬのであります。しかしその以前に、新憲法の三十一條に、法律によらずして自由を拘束できないといふ條項がございまして、この法律は刑事訴訟法によらなければできないといふことであります。従つて法律の上を行く憲法によつて実施ができないのでございまして。そのために今予防法の改正もこの面についてどうするかといふので、いろいろくふうを凝らしておるわけでありませう。その点についてただいまのお話のように、予防法の中に今のような懲戒に背反したものはむりでございまして、従ひまして園長としてやる場合には、せいか／＼学校等でもつておりますほんとうの教導、善導の意味の謹慎を命ずるとか、あるいは戒告をするといふ程度でございまして、人身拘束はともむりなやうに思ひますので、やはり人身を拘束するやうなことは、正規の法務の方でやつていただきたい。但しその場合に癪患者を伝染その他の問題で直接調べたりあるいは逮捕する場合に、補助としてお手伝ひはする。しかしやはり裁判自身をしたり、司法権を與えて、こゝろいふ大多數の癪患者について――古い光田さんなんか五十年來神様みたいなつもりでやつておる人が、同時にさういふ権限をもつてやりますことは、同一人格ではとてもむりでございまして、それは専門家にまかせたい。これはわずかな人数でありますから、やはり法務府の方で伝染病を予防できるやうな特別な刑務所に入れていただきたい。重症の者はこゝろいふことはありませんが、輕症の者でこ

をする権限が與えられておりました、この法律はまだ改正になつておらぬのであります。しかしその以前に、新憲法の三十一條に、法律によらずして自由を拘束できないといふ條項がございまして、この法律は刑事訴訟法によらなければできないといふことであります。従つて法律の上を行く憲法によつて実施ができないのでございまして。そのために今予防法の改正もこの面についてどうするかといふので、いろいろくふうを凝らしておるわけでありませう。その点についてただいまのお話のように、予防法の中に今のような懲戒に背反したものはむりでございまして、従ひまして園長としてやる場合には、せいか／＼学校等でもつておりますほんとうの教導、善導の意味の謹慎を命ずるとか、あるいは戒告をするといふ程度でございまして、人身拘束はともむりなやうに思ひますので、やはり人身を拘束するやうなことは、正規の法務の方でやつていただきたい。但しその場合に癪患者を伝染その他の問題で直接調べたりあるいは逮捕する場合に、補助としてお手伝ひはする。しかしやはり裁判自身をしたり、司法権を與えて、こゝろいふ大多數の癪患者について――古い光田さんなんか五十年來神様みたいなつもりでやつておる人が、同時にさういふ権限をもつてやりますことは、同一人格ではとてもむりでございまして、それは専門家にまかせたい。これはわずかな人数でありますから、やはり法務府の方で伝染病を予防できるやうな特別な刑務所に入れていただきたい。重症の者はこゝろいふことはありませんが、輕症の者でこ

く輕い輕犯罪に當るものは頻発しておるわけでありまして、これを一々普通の一般人のように警察まで連れて行くのが困難なら、癪療養所の近接したところの正規の留置場なら留置場をつくりました、その権限は警察署長さんに持つていただきたい、こちらは毎日ご飯を運んだり、治療をいたすことはお手伝ひしたい。こゝろいふ二本建てやつていただきたいといふのが、大多數の所長並びに患者の希望でございませう。

○堀川委員長 ちよつと速記をとめてください。

○堀川委員長 速記を始めてください。

○堀川委員長 今度殺人の行為ができたといふことに対しては、やはりその町の警察官の責任もどうしても追究しなければいけないと思つたのです。いくら恐い病人であつても、病院から七回にわたつての請求があつた場合には、やはり職務として当然何らかの処置をしなければいけなかつたと思つたのです。現在の警察官の動き方について見ておきますと、私どもはこの点だけでなく、ほかに出てくるところには幾らでも警察官が送られて、こゝろいふやうなほんとうにしなければならぬやうな場合には出ない。しかもそのために患者が三人も四人も死んだといふことをそのまゝしておくことはいけないと思ひます。そゝろいふ点も法務委員会の方で十分やつていただくと、これもつけ加えてお願いしたいと思ひます。

○堀川委員長 ちよつと速記をやめて

ください。

〔速記中止〕

○堀川委員長 速記を始めて。

○菊田委員 たいま光田園長のお話を聞きますと、額を根絶する方法がないのじやなくて、すでに外国ではつくに根絶されておるわけです。おつしやるよりかは仕方がないということでありまして、そうしますと、尾村さんのお話ですと、現在の患者は大体日本では一万二千人かと推定されておるわけなのでございますが、今収容されておる人が八千三百人といはしますと、その間に四、五千名の患者が収容をされないでおるわけですか。

○光田説明員 さようであります。登録したのが一万二千あるそうでありまして、それで八千三百名ばかりは収容されておるわけでありまして、それで今年二千名ほど拡張して下さるそうでありまして、これは非常に急いで私どもの方へ各県から要望されておるのです。ですから一日も早く三千七百人の患者の収容を急ぐのですけれども、国家の財政もいろいろあるとお話でありますから、今年は二千名ほどどうしても拡張していただきたい。二千名入ればあとまた補欠として入れるというようなことをお願いしております。

○堀川委員長 そうすると三千七百人が登録者ですね。未登録者もあるのですか。

○尾村説明員 今の患者の数は国内における数でございますが、実は昭和十五年以来の検診をやつておらぬのであります。従いまして実際に国内にひそんでおる者まで入れて、どの

くらいあるかはほんとうの推定はないわけでありまして、ただ登録してまだ入つておらぬ者が二千三百という数が昭和二十年ごろに一応出た数でありまして、それはただ自分から登録しなしたり、医師が偶然見たのを届けたというだけでありまして、全然医師の目にも人の目にも触れないのはわからないのであります。厚生省では明年に一斉検診をやる予定にしております。これが出ますと、昭和十五年にやりました一万五千人の数に達するか、あるいは一万三千人くらいに収まるか、ちよつとこれは見当つかないのではありません。今登録済みではつきりわかつたのがそれくらいであります。

○菊田委員 そうしますと日本では、おそろくもつと患者の総数は多いだろうということになると思ひます。この点では光田園長は四十年来の経験をやつておられますので、登録されておる者、登録されておらない者の推定はおつきになると思ひますから、そういう御経験から登録されてない患者も含めて、日本全国にどれくらいいる患者が収容されないでいるだろうかという大体の見通しもおわかりになると思ひますが、どうですか。

○光田説明員 大体を申し上げると言つても何でありまして、今までの経験から三千七百人ほど残つておるというのを信ずるものであります。しかしながらこれは内地の数でありまして、先ほど申し上げましたように、外來の者が私ども推察すると、今五百人ほど療養所に朝鮮人が入つておる。そのほか朝鮮人が全羅南、北、道、慶尚南、北道、この四道におる者が約二万人という見当であります。こ

れが登録等の秩序の維持ができたために、漸次に内地に入つて来るのです。日本の者は三千七百人でありますけれども、今後のいろいろのやり方によつては、朝鮮からの侵入者がますます多くなるだろうという私の見当でございます。

○菊田委員 大体どれくらいとお思ひになりますか。記録されてない三千七百人以外に、内地人ももちろんおそろくあるでしょうが、大体それを……。

○光田説明員 現在朝鮮人が六十万といひ、登録されたものが六十万とかいふけれども、密航を入れたら、この間新聞を見ましたら九十八万あるといふようなことがあるのです。それがいづれも内鮮から入るの一番多い。これが山口県なら、福岡県に来て、まず病気の軽いところは釜山みたいなところに入り込む。そして重症になるとそこへ送つて来る。これは恐るべきことであると思ひます。

○堀川委員長 光田さん、朝鮮人は二万と言つておつたが、今の六十万とか九十何万というのは何ですか。

○光田説明員 内地に入国してやみや何かをしておる者がそれだけです。

○菊田委員 とにかく患者の数は現在収容されている人以外にも、また登録されておる人以外にも、相当あると見なくてはならぬと思ひますけれども、こういうことが一年、二年と収容が遅れれば遅れるだけ、伝染する人たちがたくさんふえると思うので、これはほかの経費は節約しても、一日も早くこ

ういう病気を根絶するために、ぜひ厚生當局の方で努力していただきたい。さういふことを考へるわけですが、今年度大体二千床できるというお話ですが、私が

昨年厚生省の方から説明を伺いました際には、二千床できるけれども、新しく入れるのは一千人であつて、あとの一千床は設備が現在非常にきつうくつになつておるから、その設備を緩和するのために入れるので、他に新設されるベッドとしては一千床だといふふうに説明をお聞きしておるのですが、その点はいかがですか。

○尾村説明員 たいまの病床増加の件でございますが、実は二十四年度予算におきましては療養所に九千名入るようになっております。国会で御審議を経て通過いたしました予算でも九千ベッドの経常費が通過してあります。実はたいま申し上げたように患者に対してベッドが少いものでありますから、ぜひ九千名入れたらというので通したのでございます。そこで現実によつてみますと、八千三百で設備的に一ぱいになつた、こういうことでございまして、これを何とかして九千にするために増床を企てた。その点からいいますと、一千ベッドを除きまして、嚴重に言いますと、七百人だけ

は設備をゆるやかにするといふだけでなしに、今年度予定しました九千ベッドまでは持つて行かなくてはならぬ、こういう数字になつております。残りの三百だけが二十五年度の経常予算に入つておられません。これだけはつくりまして、二十六年度になるまでは緩和になるはずでございます。二十六年度に、但し三百だけは設備がよけいになつたから、予算を通していただければ、やはりこれだけは入れて一万三千、從來よりはきつうくつになるわけでありまして、現在のところそれほど緩和できないような状況で、何とかし

て早く外で困つておる人を入れたい、こういう方針でございます。以前に厚生省のたれから、もし二千のうちの一千はまつたく現在の八千三百の緩和策に使うといふことでありますれば、それはちよつと予算面の経常費上の問題と実際の設備拡充の問題とがちよつと混同しておつたのであります。もしそういうことでありますれば、思ひ違ひであります。誤りがあつたのでございまして、取消していただきたいと思ひます。なお先ほどの患者の問題でございますが、これは予防課の方から説明したのと食違ひがあるといけませんので、一応釈明させていただきます。先ほど申しましたように約五百の朝鮮人が入つておられますので、從來日本で一万五千とかいふ数の中には含まれない別のものが含まれておりますので、実際の内地人としては七千八百しか収容されておらぬことになりまして、従いまして差が三千何しと申しましたが、これは少し数字が違つて来るのと、それから一万二千といふのは、実際にだれのだれ兵衛といふことで登録した者全部でありますので、大体保健所等で推定した数から見まして一万二千といふので、登録した者、あるいは病状がわからぬという程度の者をまぜまして、ほんとうに年齢、性別、住所までわかつた者は、予防課から御報告いたしました二千三百が正確な数字でございます。

○菊田委員 療養所の患者収容の施設は、私前にも當局の方に質問したときにも、医務局長あたりから御返答があつたと思うのでございまして、これは單に一時の病院あるいは避

病院ふうなものとは違つて、患者がそこで一生暮さなければならぬような設備になるので、むしろこれはプロミットといつたふうな設備が必要だといふことは、医務局の当局者もお話になつたと思ふのであります。そういたしま

すと現在、療養所の内情を聞きますと、ほんとうは夫婦でありながら設備がな

いたために雑居しておつて、實際上夫婦としての生活ができないといふような

悩みがたぐさんあるといふことを、私は施設の所長からも伺つたことがある

わけでありま。何とかしてこつたう問題を緩和したいといふ話もあつたわ

けであります。こつたは一床がそ

れに充てられるといふことでありま

から、多少そつたうところがある

だらうと思つておつたのですが、ただ

いまのお話のように一床が三百床は

どしかそちらに行かないといふこと

なれば、依然としてこつたう状態は緩

和されなないことなるのではないか

と思ひますが、その点についてのお見

通しはどうなんですか。

○尾村説明員 その点は、御希望に沿

えるように存じますのは、こつたの増

設の分を極力夫婦者の建築に充てたい

と思ひます。従ひまして、できたこ

ろに従来雑居しておつた夫婦を移し

して、あつたところに一応単独者を入

れる。こつたう形にして全体としては

七百だけは患者がよけにふえるので

あります。こつたふた部分なるべ

く夫婦者に、四半のゆつくりしたと

ころを興えて行きたい。今年療養者の

病舎のモデルをつくりまして、あのや

り方でせひふやしたいと思つておりま

す。おそらく全国によりますと一番く

あいが悪くなつておりますので、夫婦

関係にある者は相当数その目的を達す

るようになつたと思つておりま

す。○如田委員 そうしますと各施設に充

て、大休ベツドの割当は落んでい

るわけなんですか。

○尾村説明員 これはまだ落んでおり

ませんが、実は昨日、一昨日にわたつ

て、大休ベツドの割当は落んでい

るわけなんですか。

○尾村説明員 これはまだ落んでおり

ませんが、実は昨日、一昨日にわたつ

て、大休ベツドの割当は落んでい

るわけなんですか。

○尾村説明員 これはまだ落んでおり

ませんが、実は昨日、一昨日にわたつ

て、大休ベツドの割当は落んでい

るわけなんですか。

○尾村説明員 これはまだ落んでおり

ませんが、実は昨日、一昨日にわたつ

て、大休ベツドの割当は落んでい

るわけなんですか。

○尾村説明員 これはまだ落んでおり

ませんが、実は昨日、一昨日にわたつ

て、大休ベツドの割当は落んでい

るわけなんですか。

○尾村説明員 これはまだ落んでおり

るわけなんですか。

○尾村説明員 これはまだ落んでおり

ませんが、実は昨日、一昨日にわたつ

て、大休ベツドの割当は落んでい

るわけなんですか。

○尾村説明員 これはまだ落んでおり

ませんが、実は昨日、一昨日にわたつ

て、大休ベツドの割当は落んでい

るわけなんですか。

○尾村説明員 これはまだ落んでおり

ませんが、実は昨日、一昨日にわたつ

て、大休ベツドの割当は落んでい

るわけなんですか。

○尾村説明員 これはまだ落んでおり

するためにどういうような努力をして
おいでになりますか、これをひとつお
聞きしたいと思ひます。

○尾村説明員 療養所の職員につき
ましては、まず第一が定員の問題であ
りますが、定員は職員各種を通じて
て、先ほど申しましたように、現在患
者に対して八人に一人という非常
に少いものであります。実は予算編成
のときに一応倍の要求をいたしましたの
ありますが、いろいろの御方針に
のつとめまして、相当の困難性は
わかつておりましたのでありますが、一
応現状のままということに押えられて
非常に残念に思つております。もう一
つは、定員をとりまして、ある職種
につきましてはなか／＼充員がござい
ないで、あいてしまふという問題があり
ます。ただいま百五十人に、一次の医
者と申しましたが、定員はもう少しある
のです。医者だけにしましては、約
八千三百人の患者に対しては、八十人
近くとれるように定員をとつてあるの
であります。常に四十人くらいしか
とれないということが続いております
のであります。これは癩のような特殊な
医者になりますとつとめがきかぬの
と、一番の困難は、家族がせつかく医
者に育てた癩の方になんか飛び込
まれては困るといふので、癩を嫌悪す
る。そのためにわくをとりましたもな
かなかある。そういうふうな
いふ弊害がある。いやがるのを越えて
でも来てもらうといふことになると、
物質的な待遇とか、あるいは生活環境
をよくしなければいかぬといふので、
この点を努力しておるものであります。
今のところ実現を見ておりますのは、
恩給年限が一般官吏に比しまして五割

だけ加算になる。一般官吏が十七年で

つくところを十一、二年でつくといふ

ことになっております。それから俸給

の点でございまして、これもやはり危

険という立場から調整俸という特別

な号俸がございまして、看護婦につ

きましては最高六号、低いところでは三、四

百円、高い方で五、六百円、医師につ

きましては低い方の人で約三、四

千円、これは月給三、四百円であ

ります。これは月給三、四百円であ

ります。これは月給三、四百円であ

ります。これは月給三、四百円であ

ります。これは月給三、四百円であ

ります。これは月給三、四百円であ

ります。これは月給三、四百円であ

ります。これは月給三、四百円であ

ります。これは月給三、四百円であ

ります。これは月給三、四百円であ

ります。これは月給三、四百円であ

ります。これは月給三、四百円であ

ります。これは月給三、四百円であ

るわけですか。

○尾村説明員 厚生省から要求を出す。

厚生省に限らず、海上の勤務者とか、

警備員とか、いろいろなものがある。こ

れは最後には人事院でやらなければなら

ぬのですが、とにかく要求だけは猛烈

にして認識を得させるのが先決問題だ、

それを今運動しているのでございます。

○市田委員 厚生省の方では、ほんと

に日本の癩患者を絶滅したいといふ

御決意はあるわけですか。

○尾村説明員 さうでございます。

○市田委員 癩患者の患者があるとい

ふことはだれ一人いふことはないし、

当人はもちろんのこと、非常に悲惨な

生活なのであります。厚生省の方では

癩を根絶するのだといふ強いお

望みがあるわけになるのあれば、これ

はどうしても予算がなくてはできない

のですから、予算措置については

私どもにも協力をお願いされて、癩根

絶のためのりつばな施策を立てるとい

でございますけれども、予算がどうこ

うといふことはまた別の者が考えれば

いいわけなので、皆さんの方では、今

日までほんとに献身的に癩の事業の

ためにやつていただいておりますので

すから、どうしてもこれだけの予算は

ほしいのですからといふことを、委員

会と一緒に政府の方に要求し、

督促するといふことをもう少し熱心

に、ほんとうに癩をなくするといふこ

とに協力させていただきたい。これを

お願いするわけでございます。

○丸山委員 この前九州の恵徳園の患

者さんからの陳情書を私取次いだ関係

で、ちよつとお伺いしたいのであり

ます。厚生省の予算を見ますと、患者の

被服費が二千六百万円ばかり今度計上

してあるわけなのですが、この前の陳

情書によりますと、衣料品が非常に配

給が悪いので、死亡者の衣服を生きて

いる人たちがもらつて着ているとい

ふやうなことで、それを見てちよつと悲

約三千円足らずの金で、はたして今患

者が求めておる被服が全部間に合ふか

といふことになりまして、とても自信

がないのでございまして、ただ従来よ

りはずつと改善されるという程度で

ございまして。これはきりがいい話で、冬

は毛織物、夏は夏物となると、いくら

でもいるので程度問題でございまして

が、われ／＼の方の見込みでは、終戦

後あたりとちよつと一挙に一ベツト一

万円くらいかけてとちよつと一挙に一

万円くらいかけてとちよつと一挙に一

万円くらいかけてとちよつと一挙に一

万円くらいかけてとちよつと一挙に一

万円くらいかけてとちよつと一挙に一

万円くらいかけてとちよつと一挙に一

万円くらいかけてとちよつと一挙に一

万円くらいかけてとちよつと一挙に一

万円くらいかけてとちよつと一挙に一

万円くらいかけてとちよつと一挙に一

万円くらいかけてとちよつと一挙に一

万円くらいかけてとちよつと一挙に一

働かすということにしたらどうか。ほんとうの勤労者ではないから、あまり本気になつて働いてもらつて、かえつて悪くなつてはいかぬと思ひますが、いづれにしても現在一日の作業報酬が非常に低いに聞いております。そういう点については、厚生省としては今後はどういうふうになさるつもりですか。

○尾村説明員 第一問は患者の慰安金のようなものについてであります。この方はたゞいま患者一人当り慰安金というものを日に二百円ずつ支給しております。それで二十三年度までは入院料は全部生活保護法によらないで、国費一本でありましたが、小づかいのようなものゝは国費として組むのは、ほかの病院その他と比べてぐあいが悪いというので、あれだけ生活保護法の生活扶助でもらつておつた。これは府県によつて違つておつて、最高も百五十円くらいでありましたのを国に組みかえまして、この点だけは国がそこまでみるという方針になりました。二百円になつたのであります。しかしこれで、患者の要求もありまして、最高四百円から三百三十円までという要求が多いのであります。われ／＼の方では、三百五十円の要求をいたしました。この程度では一般の生活扶助者の生活費の中における食費その他を差引きますと、そういう慰安というふうな面の額はわずかなものであります。それとつり合ひから、今年は増額がこれ以上できぬことになつた。従つてやむを得ないから共通で使う教化費、文化厚生費という方で組みまして、月に一ぺんくらいは映画も必ず相当なものを見

せるというふうな費用、それから宗教その他をやる費用——宗教はほんとうは国の施設でやつてはいかぬのでありますが、そういう意味ではなくて、自分だけで本を讀むとか、いろ／＼な面で信仰をするといったような費用、あるいはその他の教化の保護を與えてやるというふうな費用を相当計上したのであります。しかしその方も項目がだめになりまして、たゞいまのところ国費で組んでおりますが、文化的な方面はありませぬ。今言つたような国費でどうしてもみれないということでは、それはすなわち国の施設の必要経費でないと思つたかと思ひます。共同募金から相当にわけてもらつて、ただいま交渉しております。實質的には各府県から援助の面につきましても、相当従来の寄付を受けましても、その方が使いやすいから相当患者はうるおつております。これを一層大巾にやつてもらつてもらうと交渉を進めております。

それから作業慰安金の方は、實際額を申し上げますと、二十四年度で一人の單価が最高一日十一円三十六銭、これは甲乙丙と三段にわけられておりました。三段階になつておりますが、二段階が九円八銭、三段階は四円五十四銭で、これが大蔵省からもりました作業單価であります。二十五年は約一割弱増加いたしました。甲が十二円三十二銭、乙が九円八十六銭、丙が四円九十三銭といふごとく、たゞいま約一割の増加でございます。このほかに従来は、患者の予算の数によつて、これがこの通りではないのであります。實際には二十四年度には全患者の約五割強がするといふ形でこれだけの單価をも

らいまして、實際にそれが四割しかやりませぬければ、その差額の二割はまたよけいに渡すわけですね。来年度はそれが六八%に増加いたしました。六八%で約一割増の單価でもりましたので、ただいまのところ作業の人数を急にふやさないといふかぬとか、あるいは急に作業患者、輕症患者がふえるとは思われませぬので、實際的にはこの何割増しかの支給ができると思ひます。しかしいづれにしても、普通の日雇い労働者に比べますと著しい開きがありますが、しかしながら今度、まかない費その他作業収入、慰安費で使つておりましたものが、まかないの補給金とかいふのが多かつたのであります。別な面でもまかない費が相当増額になります。そういう点で今日までの嗜好品等の購入費が國の方で支給される形になるので、食糧として必ずしも増加しないでも、小づかいの使い方は少しは減るものではないのかといふ、かつてな考えをしております。そのような状態であります。

○勸業委員 この作業單価はどういう基準でお出しになつたのですか。

○尾村説明員 これは別に、これだけの作業料から國で支給するものを差引いて出たというのではなくて、昔からこれがありまして、そのとき／＼の物価その他で自然的に比率を増加して参つたのであります。われ／＼の方ではこれでは困るので、一日の普通の患者を大体平均いたしました。一日八時間も九時間も働くわけではございませんが、その程度の作業賃金から國でまかなつておるまかない費その他を差引きまして、もう少し上るのであります。

○丸山委員 療養所にお勤めになる医師といふものは、特殊の精神的な方面の考え方がある。あるいは特別に待遇がいいとか、あるいは医学的に特に研究ができるとか、何らか恵まれるところがないと、だん／＼志望者が少なくなつて行く危険があると思はれるわけであり

ますが、待遇の改善はさつきのお話に出ました。それから宗教の方は、個人の問題でございます。医学的研究といふのに關しては予算が計上してないようでありまして、それは研究旅費といふものが十萬圓ばかりあります。研究謝金といふのが四萬圓ばかりあります。説経謝金が二十四萬七千五百圓あるのに、研究の謝金が四萬圓といふのは、非常に研究の方面が軽く考えられておるように思はれるのです。これはほかの項目が何かで、研究費でも捻出する余地があるようにできておるのであります。

○尾村説明員 国立療養所の十箇所分の研究費としては、実は總額五十萬圓を計上してあるものであります。ただその内訳をいたしまして、研究用に医官が大學等に調査におもむいたり、材料の蒐集に行つたための旅費がそこには十萬圓で、謝金と申しますのは、大學等からたとへばむずかしい病理の觀察がある、そのために臨時に講師に一々見て来てもらつて、そういうような謝金でございます。これは別に公務員である研究に携つておる医者に謝金ではない。あくまでも外の人に臨時に頼むものであります。そのほかに消耗器材費、たとえば物をかう、藥品をかうといふような場合は、それ／＼消耗器材費の中に含まれて、これはかけ合せまして五十萬、一箇所五十萬といふことになつております。

○青柳委員 非常にこまかい実情に即したお話で参考になるのであります。が、もうほかに御質問はないようでありまして、一つ私、承りたいことがあつた。文化国家には慣がほとんどないとい

うことを聞いております。日本もまた文化国家の列に入ろうとする以上、ここに類をなからしめる計画がなければなりません。無類計画につきまして政府御当局の御意見を承りますとともに、絶えず献身的にこの事業に当つておられます先生方の、それに関しましての御説明を承りたいと思ひます。

○尾村説明員 最初の点については、実は無類運動、類の国策といったしまして、医務局としてはそのうちの收容施設の経営だけを持つておりますので、全般的のことをお話しするのはちよつと越権かと思ひます。またわからぬところもありまして、先ほどかと思ひます。しかしながら先ほど他の説明員から御説明いたしました通り、一番の根本はやはり收容施設の増加、そこにおける治療生活内容の向上が最後の根本策になると思ひますので、その点につきましては、厚生当局としては来年度二千ベッド増加のみならず、引続き一齊検診等で発見された全類患者を入れて、しかもいい治療ができるに足る療養所をさらに増床して行きたい、こういうつもりで、現に医務当局ではおります。ただ外におります患者をどういうふうにして把握し、またこれが好んで療養所に入るようにどうやって進めるかという方面につきましては、それぞれいろいろの策があるはずでございますが、これは公衆衛生局の方でいろいろと考えていることでありますので、もし御必要ならば、そちらからまたお話を求められたいと思ひます。

○青柳委員 ます收容施設の増加について触れられましたが、来年度二千ベッドの増ということでありますけれども、この増には相当な計画があつて、

将来何ベッドつくりたい、そのうちの何パーセントを二十五年度でやつて、その次からどういうふうな増床をやつて行けば、ほとんど全部の類患者が收容できる。その間において、收容し得ない者についてどういう措置をとるか、こういうような問題についてひとつ伺いたいと思ひます。

○尾村説明員 ただいまの二千ベッド増は、一応確実な登録のありましたのが二千三百という数字で出ておりますが、そのほかに先ほど三千七百といふごとく、まだ未登録でありながら、しかも若干推定ができる数は、どこの地方にどれだけのいるかというところは確定しておらないので、さしあたり初年度には今の二千三百を参考にしたしまして、二千といふものを要求したわけでありまして。あとは来年度の夏ごろにや一齊検診によつて、三千出るか、四千出るか、どの地域に濃厚に出るかといふことがわかると思ひますので、それが大體中心になるように話合つております。その結果間に合えば、それに応じた具体的な計画を二十六年度予算にはまた計上したいと思つております。また今度の二千ベッドは将来完成するものの五割に当るか、あるいは二割に当るか、今のところ未定でございます。

なお来年発見されまして、さらにそれに応じたベッドができるまでの外郭における指導におきましては、ある部分今の警防法では不可能でございますので、まず第一に類予防法の改正をいたしまして、外における費用をかける、どこが費用を持ち、責任を持つてするかといふことを確立いたしませんといけませんので、ただいま私の方が

一番要求が強いのでございますので、公衆衛生局で類予防法の改正法律案を最初はこの国会に出していただくはずであつたのであります。各省の審議等が未了といふことで間に合なかつたように聞いております。次の国会にはぜひ出すという話で、昨日と一昨日の所長会議でも、その点の各所長の意見をも聞くような機会を持つたのであります。

○光田説明員 先ほど申しましたように、かつては三万余と数えられる類患者が、四十一年の間に漸次に隔離によりまして、その家族に感染せしめ、その隣人に感染せしめることを防いだのであります。そのために今一万二千といふふうに圧縮されたのであります。これを今後において増床を続けて行きますので、外部に一つも病毒が散乱しないようにいたしたときとは、必ず一万余を下り、またそれより次第々々に少なくなつて行くといふことは、今までの経験によつて明らかでございます。外国等にも二、三そういうのがありますが、この成績は日本の政府が遅ればせながら類の隔離に精進された結果であると考えるのであります。こういうことを予言してはあまり早過ぎるかもわかりませんが、二、三十年もすると、新たに類の発生するといふような憂いはなくなるだらうと思ひます。また薬にしても、近來プロミン剤によつて好結果があつております。今までも大風子といふようなよい薬がありまして、薬によつて根絶することとはなかつたけれども、あります。はなからいふのであります。この類は皮膚の表面に出る疾患でございます。類菌はその皮膚及び粘膜、身体の表層からどろ／＼外部に

出て行くものであります。それでありまして、お氣の毒ながら患者の自宅療養にまかせておくわけに行かない。どうしてその身柄を隔離しなければならぬのであります。絶対隔離によつて、かつてはヨーロッパにはびこる類はなくなつたように、隔離法は今日世界において日本が最も先頭に立つて、日本政府が非常なる盡力をされておるのであります。外国にはこれからそろそろやろうといふ、たとえばアフリカとか、あるいは南米とかいうようなところは、なまぬるいことをやつておりますが、日本ではまったく根絶ができると私どもは信じております。

○渡部委員 議事進行について。きょうの委員会もこれはどのたくさんの欠席があつて、実に委員会としては困つたことだと思ひます。先ほど出て来られた人さへも出て来ない。しかも本会議があるわけじゃない。個人的な関係で、委員会が開かれておるときに、民主党からは十何人かのうち二人しか出ていないといつたやうなぐあいでは、委員会というものが非常に權威がなくなる。今後委員長は委員会の出席を厳重に督促していただいて、委員会として十分の責任をもつて物事の審議ができるやうなおとりはからいを願ひたい。きょうはこのやうな状態であるからこれで散会されて、次の委員会ではもうと督促を厳重にされて、やむを得ない人でない限りは必ず出てもらうといふやうにしていただきたいと思ひます。

○堀川委員長 御説ごもつともで、できるだけ督促して出ていただくようにいたします。明日は午後一時から理事會をやりますので、一時半から委員會を開きます。

開きます。
本日はこの程度で散會いたします。
午後四時八分散會

〔参照〕
医療法の一部を改正する法律案に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年三月十一日印刷

昭和二十五年三月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所